

富山県中学校総合選手権大会に関わる複数校合同チーム編成規程

富山県中学校体育連盟

(目的)

第1条

- 1 この規程は、少子化に伴う部員数の減少で単独チームによる大会参加の困難な学校が生じていることを配慮し、少人数の運動部に大会参加の機会を与えるという趣旨から、複数校による合同チーム編成での大会参加を認めることを目的とする。
- 2 参加を承認する趣旨はあくまでも少人数の運動部による単独校でのチーム編成ができないチームへの「救済措置」であり、勝利至上主義を目的とするチーム編成ではない。したがって、自校内での選手確保が最優先に行われるべきであり、安易な合同チーム編成を認めるものではない。

(合同チームの範囲)

第2条

複数校による合同チーム（以下「合同チーム」という。）は、2校間での編成とする。
ただし、地区中体連会長が必要と認めた場合、3校以上での編成を許可する。

(編成の条件)

第3条

1 競技種目

合同チームの編成は、学校の部活動として計画的に活動をしている個人種目のない競技種目（7競技）に限定する。

2 競技種目の人数

大会参加に必要な人数は、以下の人数とし、これを下回った場合のみ合同チームを編成することができる。

- | | |
|----------------|--------------|
| ①バスケットボール・・・5人 | ②サッカー・・・11人 |
| ③ハンドボール・・・7人 | ④軟式野球・・・9人 |
| ⑤バレーボール・・・6人 | ⑥ソフトボール・・・9人 |
| ⑦ホッケー・・・6人 | |

3 編成の範囲

- (1) 第3条1及び2項の条件を満たす学校の運動部は、地区（富山市）中学校体育連盟（以下「地区中体連」という）が学校管理下で日常的・計画的に活動可能と判断した同一郡市内の学校運動部と合同チームを編成することを原則とする。
- (2) 同一郡市内で編成が出来ない場合は、同一地区内の隣接する郡市で、学校管理下において日常的・計画的に活動可能と地区中体連が判断した学校との編成のみ認める。

4 編成基準

- (1) 部員数が第3条2項の試合人数に満たない学校で、単独チーム編成が困難な2校による1チームの合同チーム
- (2) 第3条2項の試合人数に満たない学校が、部員数に余裕がある当該校より部員を借りて編成する合同チーム
※合同チームと単独チームの出場選手は、重複及び申し込み後のメンバー変更は認めない。
- (3) 第2条による地区中体連会長が必要と認めた場合の3校以上の合同チーム
- (4) 地域性や競技性を考慮し、地区中体連会長が必要と認めた場合の部員数が第3条2項の試合人数に満たない学校と満たしている学校の合同チーム

※ 上記(1)～(4)に関わらず、前年度新人大会で合同チームを組んだ場合、申請し承認後、富山県中学校総合選手権大会(及びその予選会)に参加することができる。

※ 上記基準を満たしている場合でも、地区中体連において明らかに勝利至上主義を目的とした編成と判断した場合はこの限りではない。

※ 4(2)の編成の場合、部員数に余裕がある当該校から部員を借りることのできる人数は、大会参加に必要な最低限度の人数に合わせることを基本とし、もしそれ以上の人数を登録希望する際には、予め地区中体連にその理由を申し出、許可を得ること。

- (5) ホッケー競技については、日本ホッケー協会の競技規則に準ずる。

(編成の手続き)

第4条

- 1 合同チーム編成の条件を満たしている学校の校長は、教育上合同チーム編成が必要であるという判断のもと、第3条3項の条件を満たす学校に合同チームの編成を働きかけることができる。
- 2 2校間で合同チームを編成することに校長が合意した場合、両校の校長は、その旨を地区中体連会長に申請する。
- 3 申請を受けた地区中体連会長は、県中学校体育連盟理事長、地区中体連理事長、郡市中学校体育連盟会長、理事長及び地区競技主任と協議の上、承認の可否の判断を下すものとする。
- 4 申請期間は、5月1日から5月31日までとし、承認の可否については、6月7日までに地区中体連会長より当該校に連絡する。
- 5 承認した場合、地区中体連会長は県中体連会長まで報告する。

(監督)

第5条

合同チームを編成する各学校の監督は、両校いずれかの校長・教員・部活動指導員とする。

※ 部活動指導員は代表監督(大会参加申込書記載)にはなれない。

(選手起用)

第6条

- 1 両学校間の話し合いにより選手を起用する。
- 2 人数が充足しているチームが単独で出場し、さらに合同チーム編成に応じる場合は、人数を下回っているチームの選手を全員出場することを基本とし、人数を下回っているチームの選手が試合に直接参加する時間や回数については、試合のほとんどに関わることの出来るよう競技ごとに設定する。

(チーム名)

第7条

- 1 出場する2校の校名を連記する。
- 2 校名の順番は、両校間で話し合い決定する。

(ユニフォーム等の取り扱い)

第8条

- 1 保護者の経済的負担、チームの継続性等を考慮し、合同チームでユニフォーム等を新調することはできるだけ控える。

(細則)

第9条

- 1 地区大会細則は、本規程に準じ別に定めるものとする。
- 2 競技細則は、本規程に準じ別に定めるものとする。

附則

この規程は、平成15年度富山県中学校総合選手権大会から適用する。

平成20年4月1日に一部改正、同日から施行する。

平成24年2月9日に一部改正、同日から施行する。

平成28年4月12日に一部改正、同日から施行する。

平成30年2月20日に一部改正、同日から施行する。

平成30年4月12日に一部改正、同日から施行する。

令和2年2月25日に一部改正、同日から施行する。

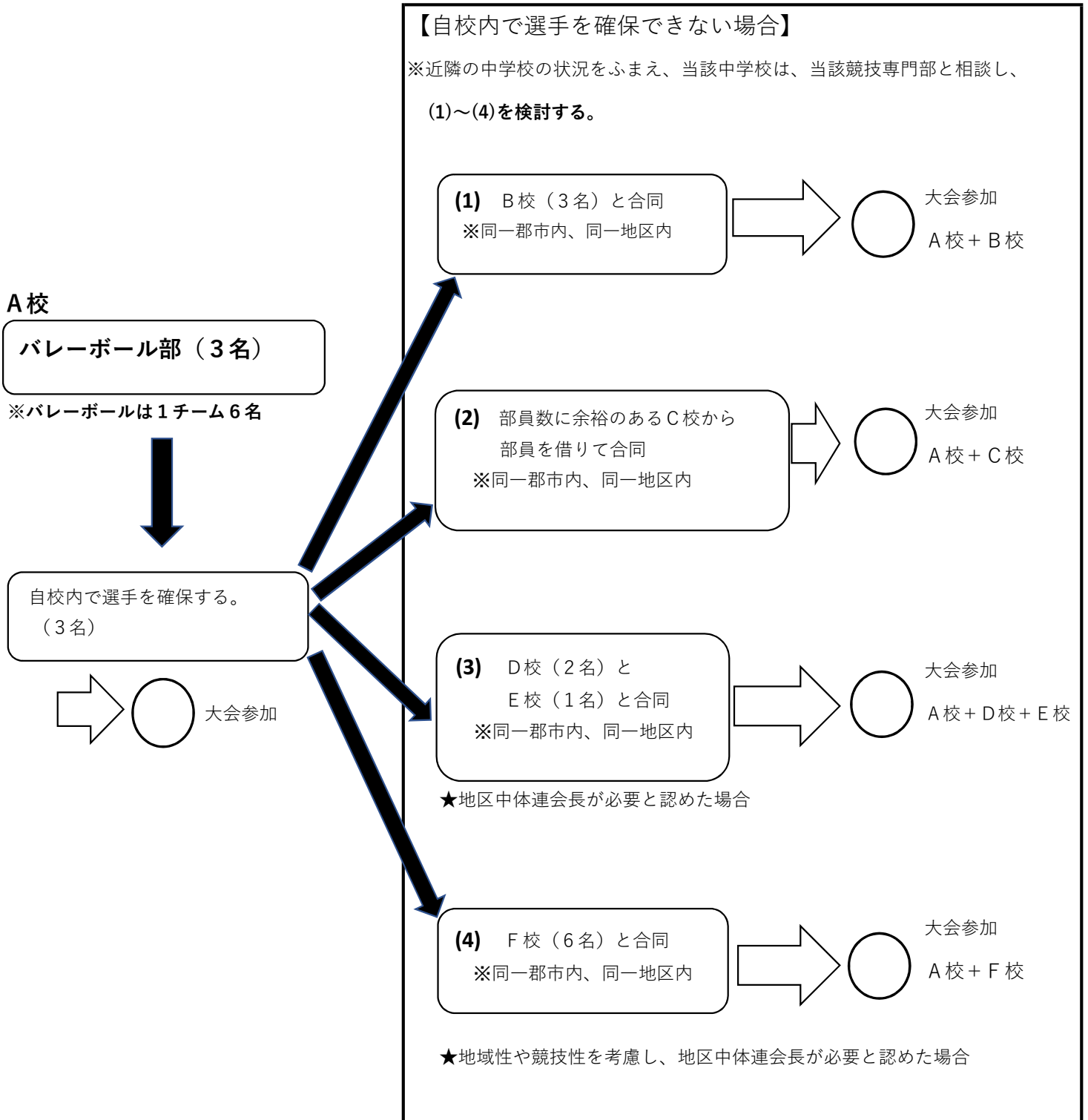
令和5年4月11日に一部改正、同日から施行する。

令和5年11月29日に一部改正、同日から施行する。

「編成規程」の見直しについて

- 1 編成規程を見直さざるを得ないような問題が生じた場合は、その都度見直しを行うものとする。
- 2 全国中学校体育大会や北信越中学校総合競技大会において、複数校合同チームの大会参加規定が変更された場合は、それらに準じて改めて富山県中学校総合選手権大会に関わる複数校合同チーム編成規程を作成することとする。

複数校合同チーム編成の手順



R6追加↓

※ 上記(1)~(4)に関わらず、前年度新人大会で合同チームを組んだ場合、申請し承認後、富山県中学校総合選手権大会(及びその予選会)に参加することができる。